

秋田県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

令和2年9月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
J A あきた北ヶアプラン センター	大館市根下戸新町8番3号	居宅介護支援	令和2年8月1日
たにあい糖尿病・在宅ク リニック	由利本荘市川口字高花105-3	訪問看護、居宅療養管理指導、介 護予防訪問看護、介護予防居宅療 養管理指導	令和2年8月1日